

第99回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成25年 9 月25日

下北地域広域行政事務組合議会

## 下北地域広域行政事務組合議会第99回定例会会議録

議事日程

平成25年9月25日（水曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 一般質問

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第 9号 下北地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（2）議案第10号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

（3）議案第11号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（4）議案第12号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

第6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	横 垣 成 年	2番	村 川 壽 司
3番	東 健 而	4番	中 村 正 志
5番	富 岡 修	7番	斉 藤 孝 昭
8番	菊 池 光 弘	9番	白 井 二 郎
10番	傳 法 清 孝	11番	千代谷 誠
12番	二本柳 貞 一	13番	相 内 祥 一
15番	菊 池 隆 年	16番	竹 内 修 也
17番	田 中 岩 男	18番	柴 崎 伸 也
20番	中 村 勉	21番	半 田 義 秋

欠席議員（3人）

6番	佐々木 隆 徳	14番	平 井 賢 一
19番	秋 田 力		

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 順 一 郎	代 副 管 理 表 者	金 澤 満 春
副 管 理 者	飯 田 浩 一	副 管 理 者	太 田 健 一
副 管 理 者	中 谷 純 逸	副 管 理 者	太 野 坂 充
副 管 理 者	古 川 健 治	代 監 査 委 員	阿 部 昇
会 計 管 理 者 出 納 室 長	鹿 内 徹	事 務 局 長	川 西 彰
消 防 長	山 本 伸 一	消 防 本 部 長	大 久 嘉 範
事 務 局 次 長	笠 井 哲 哉	副 理 事 長	笹 谷 光 久
は ま ゆ り 長 学 園 長	山 中 勝	廃 棄 物 長	杉 山 浩 一
監 査 委 員 長 事 務 局 長	星 久 南	消 防 本 部 長	櫻 井 以 文
消 防 本 部 課 幹 予 防 主 幹	川 村 正 明	副 理 事 部 長	平 尾 和 大
消 防 本 部 令 長 通 信 課	田 中 誠	む 消 防 署 長	若 山 典 夫
大 消 防 署 畑 長	山 本 義 隆	大 消 防 署 間 長	木 下 裕 司
大 消 防 署 湊 長	木 村 勝 則	東 消 防 署 通 長	坂 本 辰 治

む 防 つ  
消 内 署 防 署  
川 署 防 防 防  
分 問 浦 消 長  
大 風 間 浦 消  
消 風 問 署 防  
分 分 署 長

菊 池 尚  
山 田 好 弘

む 防 つ  
消 野 沢 消 署 防 署  
脇 野 署 防 防 防  
分 分 署 防 防 長  
大 消 大 間  
消 佐 佐 署 防  
分 分 署 長

川 崎 尚 昌  
東 出 直 武

事務局職員出席者

総 務 課  
総 括 主 幹  
務 務 係 課  
係 係 長

伊 藤 泰 成  
工 藤 定 光

総 務 課  
総 括 主 幹

鍋 谷 和 範

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第99回定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は18人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

## ◎諸般の報告

○議長（半田義秋） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

このほど管理者から、今定例会に提出されております平成24年度主要施策の実績報告書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配付しておりますので、ご参照願います。

以上で諸般の報告を終わります。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番村川壽司議員及び12番二本柳貞一議員を指名します。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第9号から議案第12号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） おはようございます。ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第9号 下北地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消防司令以下の階級である、いわゆる特定消防職員について、老齢基礎年金相当部分の支給開始年度末まで雇用機会が与えられるよう再任用の任期に関し特例を定めるためのものであります。

次に、議案第10号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、それぞれ関連する部分について、条文の整理を行うためのものであります。

次に、議案第11号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、3,384万4,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は62億8,301万8,000円と

なります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり給与減額支給措置及び職員配置がえ等に伴う人件費の増減調整をしております。

民生費では、入所児童の安全かつ質の高い福祉サービスを提供するため、介助員1名の増員等に伴う経費を増額しております。

公債費では、平成24年度借り入れの文化会館費、消防債の元金及び利子の増減調整をしております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では、歳出との関連で関係市町村の負担金をそれぞれ増減調整しております。

国庫支出金並びに組合債では、事業費の財源更正に伴い、国庫補助金及び組合債の変更を行っております。

繰越金では、非常備消防費に係る平成24年度決算剰余金を繰越金として計上し、関係市町村からの受託事業収入について、当該繰越金相当額を減額しております。

次に、議案第12号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は63億7,611万1,201円で、これに対する歳出総額は63億4,582万2,463円となり、実質収支では3,028万8,738円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金のうち2,400万400円については財政調整基金に繰り入れ、残り非常備消防費に係る剰余金628万8,338円については、翌年度に繰り越ししております。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書を配付していることから、あえて議案熟考の時間は設けませんので、ご了承ください。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 一般質問を行います。

#### ◎横垣成年議員

○議長（半田義秋） 横垣成年議員の登壇を求めます。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

○1番（横垣成年） 日本共産党の横垣です。一般質問を行います。

質問の第1点目、消防の救急体制についてであります。現在救急無線は、なくてはならないものとなっております。この消防救急無線は、現在アナログ方式で運用されていますが、旧郵政省からのデジタル・ナロー化の検討要請、全国消防長会、消防庁、メーカーなどの関係者による検討を経てアナログ方式による150メガヘルツ帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに260メガヘルツ帯においてデジタル方式に移行、デジタル化です、することとなり、電波法が改正され、平成28年6月からデジタル消防救急無線の運用が義務化されました。その整備状況と平成28年6月までに間に合うようなスケジュールとなっているのかお聞きします。

また、整備に対して国などの補助はあるのかどうか、なければ国へ要望を上げるべきではないかと思いますが、お聞きをいたします。

質問の2点目、焼却炉についてです。廃棄物問

題研究家の岩佐恵美氏が「広域・大型施設路線回帰の危険とごみ減量推進の課題」という論文を書いております。岩佐氏は論文で、まず、①、ごみ問題は出たごみをどう処理するのかという考え方では絶対に解決できないこと、②、問題解決の根本はいかにごみを出さないようにするかであり、そのための社会の仕組みをつくっていくことが求められているという大原則を確認することが大事ですと強調しておりました。私は、今後の焼却炉はできるだけ小規模の施設とすべきと思います。

そこで現状を聞きます。県内全国の焼却炉の現状はどのようになっているのでしょうか。ストーカ式炉、流動床式炉、ガス化熔融炉などがありますが、どのようになっているのか、新規採用の炉はどの炉が多いのかなど、現在知り得ている情報を報告してほしいし、今後とももっと動向等の情報収集をすべきと思いますが、お聞きをいたします。

次に、ガス化熔融炉を新規採用している自治体はあるのかどうか、これもお聞きいたします。

最後に、今後の焼却炉のあり方ですが、どういう炉が最適かを箇条書きでも整理していく時期ではないかと思えます。例えばガス化熔融炉はやめる、生ごみを分別、堆肥化し、リサイクル率を30%以上とし、規模はできるだけ小さく1日50トン未満の炉とするなど、こういうことを今現在整理していく時期ではないかと思えますので、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず消防についてであります。1点目、デジタル消防救急無線の整備状況についてありますが、現在消防機関が使用している無線は、アナロ

グ方式の150メガヘルツ電波帯を利用しておりますが、この電波帯の使用状況が過密状態となり、大規模災害等に備えるため、電波数をふやそうとしても新たな電波数の割り当てが困難な状況にあります。このため国では、平成20年5月に電波法を改正し、消防機関の電波帯を平成28年6月1日からデジタル方式の260メガヘルツ電波帯に移行することとしたところであります。デジタル無線は、デジタルテレビと同様、高品質な音声をはじめ画像やデータ電送が可能となり、また第三者による傍受も難しいことから、個人情報保護の観点からも極めて秘匿性にすぐれた無線通信方式であります。

むつ市及び下北郡を管轄区域とする下北地域広域行政事務組合消防本部としましては、消防救急無線をデジタル方式に移行することに伴い、各署所の車両等に装備されている全ての移動局及び携帯無線機をデジタル機器に移行するとともに、デジタル波がアナログ波に比べ通信可能エリアが狭くなることから、管内エリアのカバー率を従来のアナログ無線と同様またはそれ以上とするため、既設の2カ所の基地局に加え、新たに管内6カ所に基地局を設置し、通信エリアカバー率を管轄面積で50%以上、世帯区域では99%以上を確保する無線通信体制を構築し、円滑な消防活動を進めてまいりたいと考えております。

また、基地局の新設に加え、山岳地帯等の電波の届かない不感地帯における中継体制を整えるため、全署所に可搬型移動局を増設配備し、不感地帯の解消にも対処してまいりたいと考えております。

整備計画としましては、平成24年度に基本設計が終了しており、今年度中に実施設計を策定した上で、平成26年度、27年度の2カ年を工事期間とし、平成27年度中の完成を目指しているところであります。

事業費につきましては、基本設計段階では、工事費としてはおおむね12億5,000万円を超えない額を見込んでおりますが、今年度の実設計完了により具体的な数値が決定することになります。

次に、ご質問の2点目、国庫補助金の有無についてであります。緊急消防援助隊設備整備費補助金という補助金がございます。この補助金は、消防救急無線デジタル化整備事業のうちの緊急消防援助隊が使用する全国共通波整備費用のみに補助されるものでありまして、基準額の2分の1の補助金が交付される制度であります。

無線のデジタル化につきましては、このほかに地域で使用する活動波を整備する必要がありますが、これにつきましては補助対象外となっております。

その他に事業費の財源といたしましては、地方債の活用がございます。国では、消防救急無線デジタル化事業として、原則、都道府県域を1ブロックとして整備するものについては、防災対策事業のデジタル化関連事業として、起債充当率90%、交付税算入率50%の防災対策事業債の活用が可能となっております。

そのため、現在青森県及び県内全ての消防本部では、同じ整備日程で消防救急無線デジタル化を1ブロックとして整備することとしており、県が国へ事業申請を進めているところであります。

なお、過疎債の対象市町村にあつては、過疎債の充当も考慮すべきものとしているところであります。

いずれにいたしましても、多額の費用を要する事業でありますので、構成市町村の財政状況が逼迫しております現状を踏まえた上で、少しでも有利な財源措置を講じながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次の焼却炉についてのご質問にお答えいたしま

す。私からは、ご質問の4点目についてお答えいたします。1点目から3点目までについては、担当から答弁をいたします。

初めに、ご質問の4点目、今後の焼却炉のあり方についてであります。今後の焼却炉のあり方につきましては、国の廃棄物処理施策との整合に留意する必要があります。

国は、現在循環型社会の形成を目指して、廃棄物の3R、すなわちリデュース、リユース、リサイクルの推進を施策の基本に据えておりますことから、自治体におきましてもこれに沿った施策の推進が必要となります。

廃棄物処理施設整備のための国庫補助制度である循環型社会形成推進交付金制度においては、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理、リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とするとあります。平たく言えば、循環型社会形成のポイントは、燃やすごみの量をできるだけ減らし、ごみを資源として有効利用することにあります。焼却炉の種類が複数あることについては、横垣議員ご案内のとおりであります。

大別すると、焼却タイプとガス化熔融タイプに分かれますが、この2つのタイプで全国自治体の99%を占めております。両者の端的な違いは、焼却灰発生の有無であり、ひいては最終処分場の有無であります。この後、担当からの答弁にもありますが、処理方法も複数ございます。

いずれにいたしましても、今後の焼却炉のあり方につきましては、まさに今後の検討課題であり、情報収集に努めながら、循環型社会形成に向けた最適な施設整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員のご質問にお答

えいたします。

ご質問の1点目、焼却炉の県内の現状についてですが、県の平成23年度一般廃棄物処理事業実態調査結果によれば、県内自治体が設置している焼却施設の数はいずれも18カ所となっております。これを施設の種類で分類した箇所数及び割合は、焼却施設が15カ所83%、ガス化溶融施設が3カ所17%となっております。また、処理方式で分類した箇所数及び割合ですけれども、ストーカ式が12カ所67%、流動床式が4カ所22%、回転式が1カ所5.5%、シャフト式が1カ所5.5%となっております。当施設は、シャフト式に該当しております。

次に、ご質問の2点目、焼却炉の全国の現状についてですが、環境省の平成23年度一般廃棄物処理事業実態調査結果によれば、全国自治体が設置している焼却施設の数はいずれも1,211カ所となっております。これを施設の種類で分類した箇所数及び割合は、焼却施設が1,096カ所91%、ガス化溶融施設が95カ所8%で、先ほど管理者答弁にもございましたとおり、この2つの種類で全体の99%を占めております。残り1%は、炭化施設4カ所、その他16カ所となっております。

また、処理方式で分類した箇所数及び割合は、ストーカ式が869カ所72%、流動床式が209カ所17%、固定床式が37カ所3%、その他が96カ所8%となっております。当施設は、その他に該当しております。

次に、ご質問の3点目、ガス化溶融炉の新規採用自治体についてですが、県内では青森市が平成27年度供用開始を目指し、新ごみ処理施設を建設中であります。

全国の状況については、県に照会しましたが、不明とのことでありましたので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 1点目の消防については、完璧な答弁でしたので、質問はありません。よろしく期限までに整備して下さることを要望したいと思います。

2点目の焼却炉についてですが、今まで、今のこの下行のガス化溶融炉の建設に当たっては、私は一番反省しなければいけないと思うのがやっぱり世の流れというか、国の流れ、それをつかむのがおくれたために、当初のごみの量が3割以上も減った形で稼働せざるを得ないと、こういう過去の苦い経験があるので、今の管理者の答弁にも若干ありましたけれども、国というか、世の流れというか、その流れを若干再質問したいと思います。

それこそ答弁にも若干ありましたけれども、今国の2013年5月、第3次循環型社会形成推進基本計画というのを5月に作成したのですが、その計画が大体どういう内容なのかというのを、何を目標しているものなのかというのをちょっと概要を説明してもらえればなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

第3次循環型社会形成推進基本計画の概要についてのお尋ねでございますけれども、循環型社会形成推進基本計画は循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであります。同法の中で本計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。

同基本計画のポイントでありますけれども、最終処分場の削減などこれまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、1つ、リサイクルに比べ取り組みがおくれているリデュース、リユースの取り組み強化、2つ目にレ

アメタルなどの有用金属の回収、それから3番目が放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理、すなわち安心安全の取り組み強化、4番目に3R国際協力の推進などを新たな政策の柱とするというものであります。

簡単ですけれども、以上でよろしいでしょうか。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 大体私の認識とほとんど同じなのですが、今回新しくつくったこの基本計画では、それこそ2R、リデュース、リユース、2000年にこの計画はつくって13年たつただけけれども、リサイクルのほうは一定進んだと。だけれども、この結局2Rのほうが大変おくらしているという反省のもとで今回の基本計画はもうリデュース、リユース、これに力を入れようと、これが一番最初の①として発生抑制というのを掲げております。ですから、これから炉をつくる場合は、管理者の答弁にもありましたけれども、やはりこういうことを前提としてつくらなくてはいけないという、まずこれが新しい炉をつくる上でのぽつ1として必要な整理する項目の1つかなというふうに、ここはぜひ確認したいと思うのですが。そういう意味では、この点で再度管理者のお考えというか、こういう国の流れもこうだし、いわゆるそういう点にポイントを置いた形での焼却炉の方向だということで、ここは確認できますでしょうか。管理者の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） おっしゃるとおりだと、このように思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ありがとうございます。そういう意味で、リユース、リデュース、本当に発生抑制という動きが、国を挙げて今進められようとしておりますので、今現在下行では大体1日80トン前後を焼却しているのですが、そういう意味で

は、私は冒頭で言いましたけれども、50トン以下の炉を私はぜひとも、それこそ箇条整理する文章のぽつ2にそういう目標を掲げた炉を目指してほしいなというふうに思います。

冒頭でも述べましたけれども、そういう意味では2Rを進めた上での炉、そして次に壇上で述べましたが、生ごみをどうするか。再三私述べておりますが、やっぱりこれは国のほうでも2Rですから、進めてくると思います。生ごみを分別するかどうか、この判断も今のうちにしておかないと、今の炉はあと10年です。決算書を見ると、起債ですか、それが消えるのが平成29年ということですから、それ以降、結構早いうちにいろいろ検討できるというのもいろいろはっきりしてきましたので、今のうちにまずそこをどうするかというのをはっきり決めていかなければならないと思います。

そして、あとリサイクル率。今のむつ市のリサイクル率は2割前後だと思うのです。このリサイクル率も下行で何%だと、私は壇上で30%以上を目指すべきだと提案しましたが、やはりこら辺もきちっと箇条書きして、そして前に進めるべきではないかと思っておりますけれども、この生ごみとリサイクル率の数値化、これ早くやるべきだと思いますが、ここについてもちょっと管理者の考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） まず、私に答弁を求めなかった部分がありました。50トンというふうな、その50トンの根拠がちょっとわかりません。かなり精密な調査をして、ごみをかなり詳しく調査をしての50トンであると思っておりますけれども、我々にはまだ50トンなのかどうなのか、この部分については詳細な調査をしておりません。なぜ50トンなのかというふうなところの根拠をお示ししてもらえれば、またそれなりの答弁ができるかと思

うのですけれども、単に100トンからの半分なのかどうか、それとももっと積み上げた部分での50トンなのか、この部分のご発言がなかったので、この部分については答弁はできない状況でございます。

生ごみをどうするのかというふうなことでございますけれども、これは大きな課題になってきております。現在の炉も、本来はもっとペットボトルだとか紙類だとか、カロリーの高いものを熔融することに、溶かすことによってさまざまな部分での補助燃料と申しますか、そういうふうなものがないと。ところが、リサイクルというふうな形の中で紙を分けなさい、ペットボトルを再利用しなさい、そういうふうなことによって、非常に水分の多いごみ、廃棄物だけになってしまって、そのカロリーを上げるために四苦八苦してこういうふうな形での予算がかなりかかっているというふうな状況です。そして、当時は、スタートしたときは2経路で140トンというふうなこと、これも当時のそのごみの排出量を積算して140トンと言いました。それがさまざまな国の3Rの取り組みで、非常にごみの量が減ってきたというふうな、そういうふうな要因があります。ですから、これは我々が炉をつくってからのさまざまな形の動きの中でこういうふうになったというふうなことでありますので、時代の潮流というふうなものをこれからもしっかりとアンテナを張って、新たな炉をつくるならばどういうふうなことをしていくのかというふうな検討が、より深い検討が必要になってくるのではないかと、こういうふうに思います。

生ごみの取り組みにつきましては、むつ市のほうで、去年、おとしあたりから段ボールコンポストだとか、そういうふうな形で堆肥化するというふうな取り組みが緒についたばかりでございます。その生ごみは、非常に大きな炉に対する負担

を強いるわけでございますので、当然今後はバイオマス発電だとか堆肥化だとかそういうふうなこと、そしてまたむつ市のほうではそういうふうなところで学校の給食、そういうふうなものの生ごみ、これをしっかりと堆肥化するというふうな形でのたしか予算も御議決いただいてそういうふうな取り組みになってきております。それが世の潮流だと、私はそういうふうと考えておるところでございますので、行間から感じていただければなと、こういうふうに思います。

リサイクル率二十数%あります。これは、県内でも本当に高いほうのリサイクル率だということは横垣議員もご承知だと思います。これは、そういう意味ではコストが高いもののリサイクルをしているというふうなこと、その部分でのコストの高さも出てきているというふうなことでご理解をもらえればなと。私も県のほうのさまざまな会合に出ますと、むつ市のリサイクル率、下北のリサイクル率、非常に高いと、リサイクル率は高い、だけれども、コストも高いというふうな、やはりそういうふうなところの非常に何か二律背反的な思いを今いたしておりますけれども、リサイクル率向上については、この広域ではしっかりと取り組んでいるとご評価をいただけるものと。しかしながら、コストの高さということとは否定はできないということでお答えとさせていただきます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 1日50トン未満の炉というのを私は提案したのですが、生ごみを分別すると、前の議会でも管理者のほうでも答弁してはいたのですが、ごみの大体4割が生ごみだということですから、今大体1日80トンですから、四、八、三十二ですから、ちょうど生ごみやると50トン切れる、そういう状況、48トン、そういう根拠というのでちょっと私は提案をさせていただきました。ですから、さらにこれから人口も減るし、ごみの減量も

なると、当然完全に50トン、生ごみを分けると、その範囲内に入ってしまうのかなというふうに思っていますので、まずここら辺もぼつ1として整理していくターゲットというか、目標ではないかなというふうに思っております。

それと、管理者はそういう潮流を読みながら進めていくというのですが、やはりこれは一定期限を設けて取り組んでもらいたいと思うのです。当然前の答弁には新しい炉をつくる場合は5年くらい前にもういろんな基本設計をしなくてはいけないと。ところが、今はちょうど10年前です。5年前なのに、あと5年です。この5年の間にそこら辺の生ごみをどうするか、リサイクル率どうするか、そこら辺を決めないと、結局どういう炉にするかというのがかなり違ってくるというので、その目標もいつまでに、そこは決めて、当然決めたら、各自治体が取組みなくてはいけないのです。生ごみを分けると決めても、なかなか市民の意識が高まらないで、どうしても可燃ごみにみんな出してしまおうというのが続けば結局何にもならないということになるし、そこら辺を市民の意識を高めるためには、やっぱり5年ぐらいのこういう期間は必要なと思うのですよね。最初、さあ、来年からやりますといっても、当然市民はぱっと行動するわけではないです。いろいろやっぱり新しい決まりですから。だから、そこを整理する期間として私は、5年というか、3年以上は絶対必要だなと思っていますので、そういう意味では少なくとも3年前、できればもう来年あたりからそこら辺はつきり方向を示して、各自治体にそういう施策をとるような形で、この下行がイニシアチブをとってもらえればなと思うのですが、そこら辺の管理者のお考えもお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 先ほどご紹介いたしました

ように、むつ市のことをお話しさせていただきますならば、もう段ボールコンポスト3年目になります。学校の給食等々はまだ1年、2年なのですけれども、緒についたばかりでございすけれども、やはり住民の方々の意識、これをしっかりと啓蒙していかなければいけない、こういうふうな部分があると思います。手前みそにはなりませんけれども、私のうちでは男子厨房に入らずということで、私は台所に入れてもらえません。生ごみをどうしているのかなとのぞきますと、しっかりと水切りだけはしています。段ボールコンポストの話もありましたけれども、むつ市の事務方のほうでもかなり段ボールコンポストに取り組んでいる者もおりますけれども、非常にこれまた維持も管理も難しいというふうなこと、そういうふうなところがありますので、横垣議員は台所でどういうふうな分別をしているか存じ上げませんけれども、段ボールコンポストですか、ありがとうございます、そういうふうな形でどんどん、どんどん段ボールコンポストなりの使用普及、そしてそれをつくってから、その堆肥をどうしていくのかというふうな、また問題も発生するわけでございます。全国各地で堆肥化をしたのだけれども、その堆肥がなかなか行き場所がないというふうなことも一部には伺っておりますし、また順調に動いているというふうなところもあるように聞いておりますので、そういうふうなものをむつ市でまず研究をして、検討して、そして広域のほうへの道筋、そういうふうなことを考えていかなければいけないと、こういうふうに思います。

5年前以上に、一部の自治体ではそういうふうな取り組みをしておりますので、それらはやはり時間のかかることでございますので、ばちっと年数を区切ってやっていって、これからさあスタートというふうな取り組みは非常に難しいものがありますので、少しずつ検討し、研究をして、実践

に向かっている部分も生ごみの処理については取り組んでいる自治体もあるというふうなことをお伝えをさせていただきたい、こう思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そのいつまでやるというのを聞くまで私は、議会で毎回質問させてもらいたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

さて、最後であります、今安倍政権のアベノミクスがかなり注目されて、これの中にはアベノミクスで大型施設建設路線が復活というのを岩佐恵美さんがちょっと心配をして論文に書いておりました。2010年度、焼却炉改良等の長寿命化、これは民主党政権のときに、促進していたのだけでも、安倍政権にかわって2012年度から地域のリスク回避として建替え計画の前倒しを奨励して、2013年度、今年度は安倍政権の公共事業拡大方針を受け、引き続き計画の前倒しを促進しようという中身になっているそうです。今後は、施設の改良工事より建替えを優先するということのように、国の自治体への新焼却炉建設の押しつけが一層強まることが予想されるということですから、環境省のほうでは循環型社会でごみを減らそうと号令かけているけれども、アベノミクスで大型焼却炉を公共事業、お金の高いほうがいろいろ地域の経済効果が高いということで、そういう方向の押しつけが強まることが予想されると心配しておりますので、ぜひそういうところには行かないように、これは要望して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 議案審議を行います。

### ◇議案第9号

○議長（半田義秋） まず、議案第9号 下北地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 1点だけお願いします。

これは、地方公務員法附則第18条の2第1項第1号云々というものの、この65年とあるのを下のほうの63と64に分ける条例かなというふうに私は理解したのですが、わざわざ分けなくても65のまま運用はできないのかなというふうに思いましたものですから、お聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） この附則のところにも書いてありますように、この特定警察職員等というのには、消防職員の司令以下の職員が入っているわけでございまして、その司令以下の職員が退職した場合にその再任用の上限年齢を附則で定めたということでございまして、年数が書いてあるこの上のほうでいきますと、28年3月31日までに63歳になった人、これにつきましては63歳で再任用は終了しますよという意味でございまして、ご理解いただければと思います。ですから、必然的にこれは年金と連動しているということでご理解いただければと思います。普通の一般職員の年金の

制度と消防職員の司令以下の職員の年金制度は異なっておりますので、その部分を整備したと。これまでも、この再任用制度というのはございまして、これに新たに消防職員の司令以下の部分をつけ加えたということでございます。ご理解いただければと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第10号

○議長（半田義秋） 次は、議案第10号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第11号

○議長（半田義秋） 次は、議案第11号 平成25年

度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 1点だけお伺いします。

9ページであります。衛生費国庫補助金の中の循環型社会形成推進交付金が140万8,000円減って、そして起債のほうが増えていっているのですよね。これは結局、まずこの減ったという、交付金はなるべく、補助金は多いほうがいいのですが、これなぜ減らされたのかということと、結局起債が増えて下北広域の負担が増えてしまったということになるのかどうか、お願いします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えいたします。

循環型社会形成推進交付金が減ったのはなぜか、起債が増えて組合の負担が増えてしまったということかとお尋ねですが、交付金が減った理由は、各自治体からの申請件数が多かったからであります。その結果、交付金が減り、薄まりまして、相対的に起債が増えてということでは、横垣議員お見込みのとおり、組合の負担が増えてということになります。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） これは、申請が多かったということは、それほど要望が多い補助金だったというふうに思うのですが、これは来年度もこういうのがあるのか、それこそと来年度はふやしてくれとか、そういう声を上げるべきではないかなと思うのですが、またこの下行では来年度はこういう補助金を使う予定はないものかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 補助金自体は毎年度ござ

います。ですが、下行としては今年度も実施いたしますので、来年度以降については、特に予定はございません。

以上です。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第12号

○議長（半田義秋） 次は、議案第12号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を求めます。阿部代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。また、予算の執行及び財産の管理についても適正であると認めました。

当事務組合の事務事業の状況については、それぞれに課題や懸案事項を抱えております。押しなべて各施設そのものが、いわば経営資源の側面が強いことを考慮に入れるならば、とりわけより適

切な維持管理と活用ないしは更新等、一連のプロセス管理が肝要になるものと改めて身にしみるところであります。その意味も含めつつ、今後の組合運営に当たっては、構成市町村に共通する特定の事務を共同処理するというその基本的責務から、常に効率的かつ効果的な運営に努め、経費合理性を発揮することが求められるところであり、引き続き構成市町村との緊密な連携のもと、圏域住民の福祉の向上と地域発展に努められるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配付の平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（半田義秋） これで代表監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 何点か質疑させていただきま

す。まず、決算書において、各款ごとに不用額が出ていますが、その不用額になった主な理由をお知らせ願いたいと思います。

そして、ページでいくと39ページになりますが、一般廃棄物等処分委託契約顧問弁護士委託料という記載があります。一般廃棄物処分に関する委託の関係で顧問弁護士が必要な理由を詳しく説明願います。

次は、一般廃棄物処分委託料についてであります。この処分委託料は前年度と比べてどうだったのか、お知らせ願います。

最後になりますが、監査委員の意見書の中に廃棄物処理施設の「新施設の建設等についての調査・検討の動きが見られる」と記載されていましたが、具体的にどのようなことなのかをお知らせ願

います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

監査委員の意見書の部分について、私のほうから答弁をさせていただきます。その余につきましても、担当のほうからご説明申し上げます。

監査委員の意見書の中に「新施設の建設等についての調査・検討の動きが見られる」と記載をいただいております。この部分においては、今後新焼却施設、これはいずれつくらなければいけません。この部分において、まず枠組みをどうするのか、そういうふうなことから、当然その建設場所がどうなっていくのか、そしてその用地、それから先ほどは横垣議員から50トンでいいからというふうなことがございましたけれども、処理をするトン数の問題、さまざまなこと、非常に高いハードル、そして幾つものハードルがあるわけでございます。この部分について、そのたたき台として、施設、検討のためのたたき台として、基本構想の策定を考えていかなければいけないだろうと。その前の段階として、さまざまな形で現在の構成市町村のお考えを聞き、そしてそれをまたフィードバックしていったら、そしてまたそのボールをやりとりしていかなければいけない、そういうふうな研究、検討の段階に入りつつあるなど。一部には構成市町村の中ではバイオマス発電だとか、そういうふうな研究もしておるところも伺っておりますので、そういうふうなことを情報をより緊密に交換し合う必要があるということで、少しずつ、余り急がずに、急ぎ過ぎると、先ほどご指摘のあったような現在の炉というふうな、あれは急いでいるわけではございませんけれども、そういうふうな形、国の動向等もさまざまなことを斟酌をしながら、情報をつかみながら進めていくと、そういうふうな今段階に入りつつあるということ

でございます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

各款ごとの不用額の理由についてでありますけれども、第1款議会費では6万1,329円の不用額で、主なものは委託料で会議録ページ数減少によるものであります。

次に、第2款総務費では58万9,562円の不用額で、主なものは一般管理費の職員手当と負担金補助及び交付金の市庁舎電気水道使用負担金の執行残でございます。

次に、第3款文化会館費では1万7,382円の不用額で、主なものは役務費の図面作成手数料の執行残であります。

次に、第4款民生費では82万7,956円の不用額で、主なものは需用費の賄材料費、役務費の手数料、職員手当の執行残であります。

次に、第5款衛生費では373万2,921円の不用額で、主なものは配管レンチ等処理費の委託料、し尿処理費では需用費、委託料等で汚泥搬入量が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、第6款消防費については、消防のほうに答弁いたします。

次に、第7款公債費では10万9,971円の不用額で、一時借入金利子で借入れ期間の減少によるものであります。

次に、第8款予備費では683万2,734円の不用額で、これは各款に予備費充用した残額であります。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 第6款消防費についてご説明をいたします。

平成24年度の決算書の44ページをお開きいただきたいと思っております。第6款消防費全体での不用額につきましては、1,638万4,682円であります。主

な不用額についてご説明をいたします。46ページをお開きいただきたいと存じます。

第1項第1目消防本部費の不用額94万6,571円の主なものにつきましては、人事異動等により職員手当等が10万7,783円、コンプレッサー点検手数料等の減により役務費が21万6,744円、税率改正に伴う自動車重量税の減により公課費が10万4,300円不用額となっております。

また、52ページの第3目高機能通信指令台等整備費では、高機能消防指令センターへの切りかえのための試験運用に伴う電話料、これ3月分でございますが、この減によりまして、役務費が23万9,173円が不用額となっております。

次に、同じく52ページの第2項消防署費の不用額につきましては、591万2,233円について、この不用額についてご説明をいたします。不用額の主なものは、62ページ、第3目の大湊署費で、職員手当等が災害出勤等に伴う時間外勤務手当の減によりまして122万8,605円、需用費が修繕料、医薬材料費等の減によりまして43万1,627円、委託料が健康診断料等の減に伴いまして40万4,400円が不用額となっております。

また、70ページ、第5目東通署費では、職員手当等が時間外勤務手当の減によりまして138万5,746円、役務費が高機能消防指令センター切りかえに伴いまして、電話料等の減により52万7,665円が不用額となっております。

76ページをお開きいただきたいと存じます。第3項消防分署費の不用額378万4,217円についてご説明をいたします。不用額の主なものにつきましては、第1目川内分署費で、時間外勤務手当の減によりまして、職員手当等が40万5,140円、燃料費の減により需用費が33万6,888円、通信運搬費、手数料の減によりまして、役務費20万6,297円が不用額となっております。

また、80ページ、第2目脇野沢分署費では、時

間外勤務手当の減により職員手当等が58万3,685円、健康診断料及び業務委託料の減によりまして、委託料が34万8,307円不用額となっております。

92ページをお開きいただきたいと存じます。第4項非常備消防費の不用額574万1,661円についてご説明をいたします。第1目むつ非常備消防費では、消防団車両の車検に伴う整備料及び修理料の減によりまして、需用費61万306円が不用額となっております。

98ページ、第4目脇野沢非常備消防費では、団員の費用弁償の減により旅費が39万1,420円、燃料費の減によりまして、需用費36万3,740円が不用額となっております。

102ページをお開きいただければと思います。第6目風間浦村非常備消防費では、団員数の減に伴いまして、報酬が26万5,182円、費用弁償の減等により旅費が63万1,200円、消防団車両の車検に伴う整備料及び修繕料の減によりまして、需用費が18万8,265円、保険料の減により役務費が22万8,415円が不用額となっております。

104ページ、第7目佐井村非常備消防費では、費用弁償の減等によりまして、旅費が67万3,000円、消耗品費購入減によりまして、需用費が24万332円が不用額となっております。

以上でございますが、ご理解いただきたいのは、消防におきましては一般の行政業務とは異なっております。不測の事態に対応した予算運営が求められているということで、このような想定外の災害に対する対応も我々必要になってございますので、そのような予算運営をしているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お尋ねの2点目、顧問弁

護士委託料の詳しい説明をとのお尋ねでありますけれども、本委託料はアックス・グリーン・サービス株式会社との処分委託契約に関する顧問弁護士委託料であります。業務内容は、下北地域一般廃棄物等処分事業の法的審査で、具体的には①、処分事業の法的合理性及びそれに基づく契約審査指導、②、処分事業関連各契約書等の法的合理性及び整合性、③、その他処分事業に関することであります。齊藤議員ご案内のとおり、当施設はそれまでの直営方式からPFI方式、すなわち公設民営方式により運営されており、契約内容が複雑なことから、顧問弁護士の意見を聞きながら契約締結しているところであります。

次に、ご質問の3点目、一般廃棄物処分委託料は前年度と比べてどうだったのかとお尋ねでありますけれども、平成23年度決算額11億2,884万5,773円に對しまして、平成24年度決算額11億2,719万7,220円、差し引き164万8,553円の減となっております。

次に、ご質問の4点目、主要施策の実績報告書からの1つ目が副生成物の処理は……失礼しました。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 詳しい説明でよくわかりました。ただ1点だけ、廃棄物の処分委託料、いろいろな努力をして、前年度より少なく抑えられたということではありますが、今までの毎年の毎回の答弁でいくと、ごみの量が減ってもガスの値段とかその他薬品の値段とかが加算されて委託料が上がっていくのだと、電気もです、いくのだというふうなことを言われていましたが、このたびはその逆で、少なくなったということではありますが、どのような努力または施策の実施でこういうことになったのか、わかる範囲の中で説明をお願いしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 委託料が減となった主な理由でございますけれども、電力料金と副資材薬品の減と、この2つの要因がございました。

以上でございます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 何点かお願いします。

まず決算書の11ページですが、これは手数料の使用料のところの下の方で消防使用料、行政財産目的外使用料、むつ、大間、大畑、脇野沢、それぞれ23年度に比べてふえているのです、純増です。この理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと同じ11ページですが、その下の方の手数料のほう、これ消防署手数料が23年度は99万円なのが今回は416万円ということですので、この内容をお聞かせ願いたいと思います。

それと21ページのはまゆり学園寄附というのがあるのですが、この寄附というのはたまたまあったものなのか、それともこういう寄附はいつでも募集をしているものなのかどうかというのを聞かせ願いたいと思います。

それと、57ページの小型船舶、大型車免許の手数料というのが毎年度のごとくあるのですが、これはどういうものなのか。新しく大型免許とか小型船舶の免許を取る職員がふえるたびにこういう手数料を支払っているものなのかどうか教えていただきたいと思います。

それと、67ページの大湊消防署の基本構想というのが、これは委託料154万円ということで執行されました。現状を教えてくださいなというふうに思います。

あと実績報告書の15ページのほうに市町村別し尿浄化槽汚泥搬入料というのがあるのですが、これはかなりふえている、し尿は3,059キロリットル減っているけれども、浄化槽汚泥のほうは

5,459キロリットルということで、かなりふえております。この要因を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、11ページの消防管理使用料の内容でございますが、これにつきましては4庁舎に設置されておりますジュース等の自動販売機の行政財産目的の外使用料となってございまして、横垣議員、前年度よりふえているのではないかとのお話でございましたが、これは逆に24年度実績では1,164円減ってございますので、ご理解をいただきたい。これは、計算式ございまして、償却率があるものですから、年々減るといってございまして、ご理解いただければと思います。

次に、消防手数料、これにつきましてはかなりふえているというご指摘でございます。手数料につきましてはご説明をいたしますが、これは危険物のガソリンスタンド、給油取扱所、それからタンクローリー、移動タンク貯蔵所、それから地下タンク、屋外タンク、これら等にかかわる設置または設置完成、または変更完成の申請に係る手数料ほか施設の完成前検査、これの手数料、それから証明にかかわる手数料等について徴収する、これ条例に基づいた手数料でございます。

平成23年度実績につきましては、件数で74件、99万800円の徴収実績でございましたが、平成24年度で件数的には115件で、徴収額は決算書にありますとおり416万9,600円となっております。この要因としましては、東北防衛局が海上自衛隊第25航空隊敷地内に設置現在しているわけですが、1,100キロの特定タンク、これはヘリコプターの燃料タンクです。これを2基設置するものでありまして、設置許可の手数料とタンク検査前検査の

手数料合わせて2基分、タンク2基分の246万円、これが歳入されているということでございます。

あと、ほかにいわゆるガソリンスタンド等で40年経過したものについては、これを改善、改修するということが法的に義務づけられましたので、これに合わせて前年度と比較しまして317万8,800円が増となっているという状況にあります。

それと、小型船舶、大型免許の手数料、これにつきましては、むつ消防署、大畑消防署に水難救助用の船外機つきゴムボートを配備してございます。この操縦には小型船舶操縦士の免許が必要でございまして、むつ消防署では平成9年度から、大畑消防署では平成20年度から、大湊消防署には平成22年度から、公費によりまして、階級を考慮した上で職員を選抜し、むつ市内で講習を受講させまして、免許を取得させております。

なお、大湊消防署にはゴムボートございませんが、合同で水難救助に当たる事例が多うございまして、大湊消防職員におきましても免許を取得させておるといってございまして、平成24年度では、それぞれの各1名職員が取得しております。

次に、大型自動車運転免許取得手数料でございますが、消防車の中には大型免許を必要とする車両がございます。むつ消防署及び大湊消防署では新採用職員の配置及び人事異動に伴いまして、大型自動車運転免許を持った職員が不足することになりますので、公費によりまして、階級の上の者から順に下北自動車学校で免許を取得するというようにしてございまして、24年度はそれぞれ1名が取得してございます。なお、業務関係のことを申し上げますと、小型船舶免許取得に当たりましては、講習日があらかじめ決められておりますので、勤務に支障のないよう当務のやりくりをしながら各所属で対応しておりますし、大型自動車運転免許取得につきましては、非

番日を利用して下北自動車学校に通っているという状況にあります。ちなみに、東通消防署においても、大型の免許を取得させております。

67ページの大湊消防署建設基本構想についての委託料についてご説明をいたします。現状はどうなっているのだということですが、現在大湊消防署、もう40年も経過してかなり老朽化しております。大地震による倒壊の危険性が高いという判断がされまして、地域防災拠点施設としては機能が十分発揮できない状況にあるということですのでございます。また、訓練施設もない状況であり、手狭になっている状況にもあるわけですので、建替えをするという方針が決まったところでもあります。それで、平成24年度にこの基本構想を策定したということがございます。

基本的なポイントとしましては、災害時に防災拠点施設として、その機能を十分生かせるようにすること、さまざまな災害に備えた下北広域全体としての訓練が十分できるような訓練施設を設置することを重点にしたいと、このようなことで検討してございます。

このようなことから、消防庁舎の延べ床面積は現在の大畑消防署よりやや大き目の鉄筋コンクリート2階建て、さらに自然災害の影響の少ない場所、これを立地検討しているところでもあります。

下北広域消防職員の資質向上のために現在我々が予定している訓練ができるような訓練施設の充実を図りたいと、このように考えているところでもあります。

用地につきましては、現庁舎が海拔1メートル70センチでありますものですから、津波対応ができないということから、大湊市街地からそれほど離れていない高台で災害出動に当たっては緊急車両が速やかに出動できるような万全な初動態勢が確立できるような場所、また訓練や災害時に非常招集した職員や消防団員の車両スペースが確保で

きるなどの条件に合う建設予定地を検討してございます。

用地面積につきましては、庁舎がおさまり、訓練施設がおさまる面積で災害対応可能なさまざまな訓練の可能なやや広目の面積を想定してございます。基本的に用地が決まらなければ先に進むことができないわけでありまして、今現在測量調査を実施しておりますので、この結果を踏まえた上で、今後地権者と用地交渉に入ることになります。基本構想で青写真はつくっておりますが、何よりも財源が必要となります。それによっては、さまざまな部分で変更になることもあるわけでありまして、大湊消防署の役割の重要性を十分認識しておりますことから、財政厳しい状況ではありますが、今後ともその部分を理解していただくよう努めてまいり所存であります。現段階では、測量結果をもって用地交渉をし、あわせて市財政課との財源交渉に鋭意努めてまいり所存でありますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） はまゆり学園の寄附とは何か、たまたまあったものか、寄附はいつまで募集しているのかとお尋ねでありますけれども、この寄附金は海上自衛隊大湊地区隊員ご一同様から入所児童等に役立ててほしいとのことで頂戴したものであります。寄附の募集はしておりませんので、たまたま、すなわち随時の寄附ということになります。

それから、し尿が減り浄化槽汚泥がふえている要因は何かとお尋ねでありますけれども、これは下水道と浄化槽の普及によるものであります。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） まず、11ページの消防署手数料がかなりふえたということですが、これは今回

たまたま40年とか、そういうのにひっかかるのが多くてふえたということで、これからはこういうふうなふえ方はないというふうに考えていいのかというのもちよっと教えていただければなというふうに思います。

それと、あと小型船舶とか大型車免許の部分ですが、これは結局異動ごとにとらせないといけないというふうな形のものはどうしようがないものかどうか。それこそ一定の経験積んだら、もうこういう免許を持つのを当たり前にするというか、そういうふうな決め方というのは、また検討できないものかどうかというのもちよっと教えてもらえればな。異動ごとにとらせるとするのは、結局いろんな仕事のやりとりだとか本人の負担もそうだけれども、大変なのかなというふうなことを考えれば、前もってこういう年齢になったら、もうほとんどとってはいなくてはいけないよというふうな形でのカリキュラムというか、そういうのを検討する必要があるのではないかなと思うのですが、そここのところのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

あとし尿と浄化槽のプラ・マイの変化ですが、こういう形での大きい変化というのがあったのですが、こういう形は、では24年度、25年、26年度という形で、こういう形での大体の変化になっていく予想なのかどうかというのもあわせて教えていただければと思います。

以上です。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） ただいまの手数料の関係でございますが、今回は先ほど申し上げましたように、ヘリコプターの特定屋外タンクが、これは特別なケースでございますので、なかなかこういうのではないだろうと。それが246万円というかなり大きい。ただ、ガソリンスタンド等の関係につきましても、まだ少し続くと、このように認識して

ございます。

あと、大型車両の件でございますが、基本的に新採用者を入れるとしますと、やはり一番キャパの大きい署に数名が配置されるということになりますものですから、基本的な話をしますと、大型車両を持っている職員は結構おりまして、基本的に今車両配備している部分につきましては、何ら支障なく動けるという状況に当然あります。これも当然異動の部分につきましては、その辺は考慮しながらやっているということで、年々当然退職する方もおられますし、実働を卒業する方もおられるわけでございますので、順次これ取らせていけないと次々の充足率が減ってくると困りますので、これは順次取らせてやるということで、大きいというのですか、人数の多いむつ署、そういうところで予算化してどんどん取らせるという、範囲内で取らせている、このような状況でありますので、今後ともそれを継続するという考えです。

以上です。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） し尿の数字の関係ですが、先ほど申し上げましたとおり、下水道と浄化槽の普及に反比例してどうしてもくみ取りのほうは減っていくということになりますので、あくまでも下水道と浄化槽のその普及、整備状況のいかんによって、この数字は変わっていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 管理者のほうにお尋ねしたいと思いますが、監査委員のお話にもありましたが、組合に関係する各施設は経営資源であるというお話をされておりました。その中で常に効率的かつ効果的な運営に努め、経費合理性を発揮することが求められるというふうな意見を出されております。組合に関します個別の施設についてはどうす

るかというふうなお話が出てくるのでありますが、やはり組合として全体的な考え方というのが必要になってくると思うのです。

そこで、経費の合理性を求めるのであれば、施設によっては直しながら長く使うでありますとか、施設によっては建替えたほうがいいのか、そういうふうな考え方が必要になってくるということですが、構成市町村の負担金で運営されている組合でありますので、各構成市町村の財政状況にもあると思うのですけれども、そこら辺の今後の組合の施設管理のあり方について、中長期的な考え方といたしますか、進め方といたしますか、そこら辺についての管理者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 構成市町村の負担金でこれが成立している事務組合というふうなことは、中村議員お話しのとおりでございまして、この部分において、現在ある施設等々をどういうふうな形で、これを新たに建てるほうが効率性が上がるのか、それからそれを修繕して効率的な運用、運営をしていくのか。つまりこれはファシリティー・マネジメントの分野に入ると思います。こういうふうなところは、今後も意識をしながら、各施設の状況、傷む前に早く手を入れる、こういうふうなことも必要になってくると思います。圏域全体の人口も減少し、そしてまた高齢化しているわけですので、その高齢化に向けての対応、バリアフリー等々も必要になってくる場面も出てくると思います。一番大きな課題とすれば文化会館、非常にこれからあの施設、要するに改修等が、改築改修、修繕等が発生してきております。そういうふうな部分をどういうふうな形で優先順位をつけて、そして効率的な運営ができる形にすることができるかということは、大いにこれは研究をしながら、ファシリティー・マネジメントの部分で

進めていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

### ◎日程第6 議員派遣について

○議長（半田義秋） 次は、日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、弘前市のごみ処理施設を行政視察するため議員を派遣するためのものであります。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

### ◎閉会の宣告

○議長（半田義秋） これで本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第99回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時30分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 村 川 壽 司

下北地域広域行政事務組合議会議員 二 本 柳 貞 一

下北地域広域行政事務組合議会第99回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	9月25日	水	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 議案一括上程、提案理由の説明 第4 一般質問 第5 議案審議（質疑、討論、採決） 第6 議員派遣について 閉 会

## 議事経過一覧表

### 下北地域広域行政事務組合議会（第99回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 9号	下北地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	9月25日	原案可決
議案第10号	下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	9月25日	原案可決
議案第11号	平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	9月25日	原案可決
議案第12号	平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算	9月25日	認 定

下北地域広域行政事務組合議会第99回定例会一般質問通告書

質問者	質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
1番 横垣成年議員	1. 消防について	(1) デジタル消防救急無線の整備状況について	管理者
	2. 焼却炉について	(1) 焼却炉の県内の現状について (2) 焼却炉の全国の現状について (3) ガス化熔融炉の新規採用自治体について (4) 今後の焼却炉のあり方について	管理者